

答 弁 書

債権者 齊 藤 彰 爾

外 五 名

債務者 学校法人多摩美術大学

外 一 名

右当事者間の御庁昭和五〇年(回)第二〇〇五号事件について、債務者等は次のとおり答弁する。

昭和五〇年三月七日

債務者兩名代理人

弁護士 奥 野 健 一

同 谷 川 哲 也

同 萩 原 剛

辯護士 奥 野 健 一 辯護士 伊 豆 鉄 次 郎

辯護士 谷 川 哲 也 辯護士 早 瀬 川 武

辯護士 萩 原 剛 辯護士 萩 原 克

同 伊 豆 鉄 次 郎

同 早 瀬 川 武

同 萩 原 克 虎

同 大 内 英 男

東京地方裁判所

民事第八部 御中

記

申請の趣旨に対する答弁

債権者の申請はいづれもこれを却下する。

との裁判を求めらる。

申請の理由に対する答弁

第一項中、債権者等のうち学校法人多摩美術大学（以下単に本法

人という)の理事であるのは斎藤、大西、岡田、高橋の四名であり、他の債権者二名は理事ではない。

債務者村田は本法人の理事長であり、実体的にも、外形的にも理事である。

本法人の現在における理事は、右五名の他塩山惇臣、高田忠、松葉良の合計八名である。

その余の事実は認める。

第二項(一)中、寄附行為に債権者等主張のような規定が存在していること、停年規則が存在すること及び債務者が昭和四八年七月七〇才になつたことは認めるが、その余は争う。

第二項(二)、争う。

第三項中、債務者村田は理事であり、理事長である。その余の事

辯護士 奥野健一	辯護士 伊豆鉄次郎
辯護士 谷川哲也	辯護士 早瀬川武
辯護士 萩原剛	辯護士 萩原克虎

実は否認する。

第三項(一)中、理事会、評議員会の各開催、招集の権は理事長に専属するものであることは、寄附行為上明白である(寄附行為第一三條三項、第一六條二項)。

理事長が理事長印を保管し占有すること及び本法人の業務について本法人を代表することは当然(寄附行為第一一條)であり、債務者村田は正当に業務の執行をしているものである。その余の主張は否認する。

第三項(二)中、債権者真下が昭和四五年四月本法人大学の学長に選任されたことは認めるが、昭和四九年四月に右学長に選任されたとの主張及びその余の主張は否認する。

第三項(三)中、債権者真下は昭和四九年三月まで本法人大学の学長

であつて、その学長たる身分に随伴して理事、評議員の地位を得ていたものである(寄附行為第八条一項一号、同第一八条一項四号)が前述のとおり昭和四九年四月二六日以降学長たる身分を失つた。従つて前述のとおり理事、評議員でもあり得ない債権者真下に対し理事会、評議員会の招集通知を出さないのは当然である。

第三項(中)、昭和五〇年二月一四日、九名の者に査問委員を依頼したこと、翌一五日に査問委員会が開催されたこと、同日をもつて債権者真下、同山脇兩名の教授解任をし、同山脇の教務部長職を解いたことは認める。

その余の主張は否認し、査問委員会の根拠、その執行の正当性については後述する。

辯護士 奥野健一	辯護士 伊豆鉄次郎
辯護士 谷川哲也	辯護士 早瀬川武
辯護士 萩原剛	辯護士 萩原克虎

第三項(中)、昭和五〇年二月二一日付文書をもつて同二三日に評議員会を招集し、同会で松葉良が本法人の理事に選任されたことは認める。

その余の事実を否認する。

第四項(中)、債権者等から昭和五〇年二月一五日、本法人の理事会招集の請求があつたこと、理事長村田は右請求に基づく理事会を招集しなかつたことは認める。

その余の事実を否認する。

第四項(中)、本大学の入試判定会議及び卒業生判定会議はそれぞれ所定の方法により大過なく終了し、その余の大学事務も滞りなく行われている。

債権者真下及び山脇は昭和五〇年二月二八日、同三月一日債

債務者の主張

一(一) 学校法人多摩美術大学の前身である多摩帝国美術学校は昭和一二年一月三〇日債務者村田晴彦並びに北吉、井上忻二牧野虎雄等によつて創立された。右学校は昭和二二年三月多摩造形美術専門学校、昭和二五年三月財団法人多摩美術短期大学、昭和二八年一月学校法人多摩美術大学と夫々改組され現在に至つてゐる。

(二) 村田晴彦は、右の通り債務者法人の創立者の一人であり、多摩帝国美術学校当時は、その主事の職にあつたが昭和二二年多摩造形美術専門学校に改組後は理事に就任し、さらに昭和三六年三月理事長に選任され、任期満了のつど重任され現在に至つてゐる。

辯護士 奥野健一	辯護士 伊豆鉄次郎
辯護士 谷川哲也	辯護士 早瀬川武
辯護士 萩原剛	辯護士 萩原克虎

(三) 以上の通り、村田は右学校の創立者として創立以来重要な職務に従事し今日に至つてゐる。即ち同人は昭和三六年理事長に就任するまでは常務理事として、またその後は理事長として専ら債務者法人の運営にあつてきたものであり、事務局長を兼務していたのは適任者が存在しなかつたのと、少しでも経費を節減しようとしたからにほかならない。

従つて村田が評議員に選任されたのも債権者等が主張するやうに単なる事務職員たる資格においてなされたもの(寄附行為第一八条一項一号)ではなく、債務者法人の創立者であり、且つその運営にあたつてきた立場から、本法人に関係ある学識経験者として選任されたもの(同条一項五号)である。

そして昭和二二年以来評議員の互選によつて理事に選任さ

れ(第八条一項二号)、任期満了のつど重任され現在に至つてゐる。

従つて村田が前記のような事情から兼務していた事務局長を辞職しても評議員並びに理事の職を失うものでないことは一八条二項の規定からも明らかである。

(四) 債務者村田は、昭和四六年三月満六七才九ヶ月の年令で評議員、理事並びに理事長に選任された。若し債権者等が主張する通りに職員としてこれらに選任されたとすれば、わずか三ヶ月で、これらの職を失うことになるが(停年規則第一条寄附行為第一八条二項、第八条二項)就任後わずか三ヶ月でその職を失うことが明白である者をこれら重要な職に選任するはずがない。

辯護士	奥野健一	辯護士	伊豆鉄次郎
辯護士	谷川哲也	辯護士	早瀬川武
辯護士	萩原剛	辯護士	萩原克虎

また債務者村田が、評議員、理事並びに理事長であることについては何人も疑う者はなく、現に債権者等も本件仮処分申請に至るまでは同債務者の右地位を承認していたものである。これは前記の通り、債務者村田が単なる事務職員ではなく、多摩美術大学の創立者並びに所謂オーナーとしての地位を関係者が承認し、これについて疑いを持つような者が存在しなかつたからにはかならない。

(四) 以上の事実から債務者村田の評議員、理事の地位は本法人に關係ある学識経験者として選任されたことは明白である。

(五) 昭和五〇年二月一三日、本法人大学に關係あると思われる一父兄から債務者村田晴彦宛に本法人大学の昭和四八年度入学試験に基づき不合格となつた者が後日入学手続を完了した

旨のいわゆる不正入学事実が投書されたので、直ちに右事実の有無について調査命令を本法人教職員庶務部長藤谷及び教務第二課長江尻に対して発し、同人等が調査したところ、本大学美術学部入学試験に際し、入試判定のための教授会において不合格と判定した者を右教授会の決定に反し正当な入学手続の完了した後に債権者山脇は、部下を強要して合格の通知を発送させて入学させ、債権者真下は右不正の入学を知りながら敢えてこれを黙認した事実がほぼ判明したのである。

(二) そこで昭和五〇年二月一四日村田理事長は本法人の教職員中九名に対し査問委員を依頼し、査問委員会を昭和五〇年二月一五日午前一〇時に開催した。

そこで調査、審議の結果、不正入学者が存在し、不正入学

辯護士 奥野健一	辯護士 伊豆鉄次郎
辯護士 谷川哲也	辯護士 早瀬川武
辯護士 萩原剛	辯護士 萩原克虎

者の入学手続、右不正入学遂行者が債権者山脇であり、これを知りながら黙認したのは債権者真下であることが判明したので、査問委員会の委員長高田忠は債権者山脇、同真下に対し同委員会に出向の上陳弁を求めべく出向の要請書を作成し、同一五日午後三時三〇分迄に出向されるべく要請した。

右要請書は債権者山脇に対し同日三時頃手交されたが、同人は査問委員会の存在を認めずという文書をもつて右出向、陳弁の機会を放棄したものであり、債権者真下は右同日入学試験が施行されていたところから右大学内部において執務していたものであり、査問委員会が開催され後刻自分が右委員会に出向し、不正入学の事実について査問されることが当然予測され感知していたにもかかわらず敢えて右査問委員長か

らの出向の要請書の手交を避けるべく、右大学構内及びこれ
が近辺からの所在を不明とし、結局前記委員会への出向、陳
述の機会を故意に回避放棄したものである。

(甲) しかして査問委員会は人証、書証を精細に亘つて調査、審
議した結果、頭書不正入学の事実及び債権者兩名が不正入学
を指揮命令、執行させた事実が明確^たたので全員一致の決議
により債権者兩名の教授解任決議をし、同日右決議に基づく
答申書が理事長村田宛に提出されたのである。

かくて債務者理事長村田は同日付をもつて右兩名を解任し
たものである。しかしてその解任の準拠するところは次のと
おりである。

(乙) 債権者真下及び山脇の前記所為が教職員任免規則第一八条

辯護士 奥野健一	辯護士 伊豆鉄次郎
辯護士 谷川哲也	辯護士 早瀬川武
辯護士 萩原剛	辯護士 萩原克虎

五号の「教職員として不都合の行為があつた」場合に該当す
ることは疑う予地のないことである。

そこで右兩名は前記の通り査問に付され、解任すべきもの
と決定されたので理事長村田は右規則第三条、第四条に基づ
き解任したものである。

即ち右規則第一八条五号によつて教授を解任する場合には
教授会に諮る必要のないことは第二〇条の規定からも明らかで
ある。

ただこの場合第三条及び第四条によつて所屬長の申請に基
づいて学長及び理事長が行なり旨定められているが、教授、
部長には所屬長が存在しないことは第四条の規定からも明ら
かであり、また後述の通り学長も存在していないから結局理

専長が大学の名において債権者等を査問に付し、その結果解任すべきものとの決定を受けて、債権者等を解任したものである。

右により真下は教授を解任され、また山脇は教授、教務部長を解任された結果、理事、評議員たる地位も失つた(寄附行為第一八条二項、第八条二項)。

④ ところで債権者等は、債務者本法人が行なつた前記解任について教授会、協議会、理事会の議を経ることなしに行なわれた故、右解任が違法である旨主張するが、

(イ) 本法人大学規則第二条によれば、教員の嘱、解任は教職員任免規則により教授会の議を経ることがその要件となつてゐる如く規定されているが、債権者真下及び山脇の解任

辯護士 奥野健一	辯護士 伊豆鉄次郎
辯護士 谷川哲也	辯護士 早瀬川武
辯護士 萩原剛	辯護士 萩原克虎

事由となつた右任免規則第一八条五号の場合には、右大学規則第二条の教授会の議決は、解任の要件から排除されているものである。

これは任免規則第二十条において同規則一八条五号事由については、教授会の議を経ることが要件とされていないのである。これは解任については査問に付され、その査問委員会の決定が最重要の意思決定であるのみならず、教授会の議に付することは必ずしも適當ではないことによるものである。

(ロ) また本法人大学々則四四条二項によれば、協議会は教授の任免に関する事項を審議すると規定されているところから一見右協議会の議が必要であるかの如くであるが、前述

の如く右任免規則一八条五号の場合には教授会の議を経ることさえ要件とされてないのであるから、右一八条五号による解任については協議会の議を経ることは勿論必要がないものと解すべきである。

(イ) また本法人の業務の決定は、理事会で行なうことは寄附行為一三条で明らかであるところ、右業務中、教職員の任免については教職員任免規則を定めてこれを予め、理事会は理事長にその執行権を与えたものであることは、右任免規則第三条、第四条からして明らかである。

(ロ) また債権者等は、その解任手続について、その所属長の申請に基づかずとか、査問委員中に二名の事務職員が選任されていて違法であるとか、債権者真下及び山脇について陳弁の

辯護士 奥野健一	辯護士 伊豆鉄次郎
辯護士 谷川哲也	辯護士 早瀬川武
辯護士 萩原剛	辯護士 萩原克虎

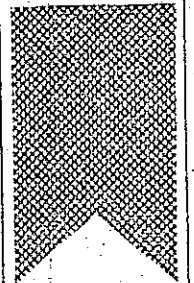
機会を与えないとか主張するが、

(イ) 本来大学の教授相互間においては、学問の自由を保證する憲法の精神に従つて平等であるところから、教授については所属長というものは存在せず、従つて任免規則第三条中「所属長の申請」は教授等の解任には適用がないものである。

また同規則第四条の所属長とは各部長というところからこれが仮りに教授部長等を意味するとすれば、債権者山脇は当事者その者であり、債権者真下は、右同人と意を通じている者であつてみれば、右兩名が前規定に基づく申請をすることは期待性が持たず、従つて右規定の適用されないことがあつてもまた、これは正当性を有するものとなる。

(ロ) 査問委員中に事務職二名が加つてゐることが不法であるといふが、査問委員の選任については、何らの規定はなく従つて学校法人内部の事務を総括する理事長がその都度教職員中適當なる人物に委嘱することは毫も違法といふことができない。

(イ) 債権者真下、同山脇に対し、査問の場における陳述の機会を与えないといふが、前述のとおり債権者等は自からその機会を放棄したものであるから、右非難は当らない。現実にこれを拒否する者に対し強制の方法もないことからして、右兩名が査問委員会に出向しなかつたことを捕えて違法であるといふことは理由がないものである。



- | | |
|----------|-----------|
| 辯護士 奥野健一 | 辯護士 伊豆鉄次郎 |
| 辯護士 谷川哲也 | 辯護士 早瀬川武 |
| 辯護士 萩原剛 | 辯護士 萩原克虎 |

等に諮られた事実がないといふが、右教務部長といふ職は教授を前提とする職名であつて、教授を解任された以上、当然その職も失うものである本件の場合には、任免規則第二一条は適用されない。

(ウ) 以上の次第であつて、債権者の主張はいつれもその理由がないものである。

(ニ) 債権者真下は昭和四九年四月二五日任期満了により学長の地位を失ひ、これにともない理事、評議員の地位も失つた(寄附行為第八条二項、第一八条二項)。

(イ) 同月二六日学長候補の選挙が行われ同真下が学長候補者として選出され、同月三〇日開催された評議員会において真下の学長聘任についての同意の可否について審議されたところ

(学長選考規定二条) 多数の評議員から異論が述べられ、結局その同意が得られなかつた。

即ち従来の学長候補者の選考にあつては、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得てなされ、特に学長の任期満了にともなう場合にはその代行者を定めて選挙を管理せしめたりえなされる慣行であつたところ右学長候補の選挙については右のような手続がとられないまま行われたため多数の評議員から右選挙の不明朗さを指摘され会議が紛糾し、結局右評議員会ではその同意が得られなかつたものである。

(三) そこで理事長村田はこの事態を打開すべく常務理事である債権者岡田と再三に亘つて懇談し、評議員会の模様を説明して岡田が学長代行者として選挙を管理する選挙のやり直し方

辯護士 奥野健一	辯護士 伊豆鉄次郎
辯護士 谷川哲也	辯護士 早瀬川武
辯護士 萩原剛	辯護士 萩原克虎

をすすめたが、同人よりこれを拒絶された。

(四) 同年一月右岡田より文部大臣或は次官経験者に仲裁を求めらるる案が提示されたので理事長村田はこれを了承し、そして仲裁人に元文部次官内藤三郎氏(参議院議員)同村山松雄氏(日本育英会理事長)の両氏に依頼することに合意し、両氏にその旨依頼し、両氏による仲裁がすすめられていたところ本件申請を受けたものである。

(五) 以上の通り真下は昭和四九年四月二五日任期満了によつて学長の地位を失い、その後は前記経緯によつて学長の職任がなされないまま今日に至つてゐるものであるから学長の職務を行ふ地位にないことは明らかである(学長選考規定四条三項)。

答 弁 書

債権者 真 下 借 一

外一名

債務者 学校法人多摩美術大学

外一名

右当事者間の御庁昭和五〇年(司)第二〇〇六号地位保全仮処分申
請事件について、債務者らは次のとおり答弁する。

昭和五〇年三月七日

債務者兩名代理人

弁 護 士 奥 野 健 一

同 谷 川 哲 也

同 裁 原 剛

辯護士 奥 野 健 一 辯護士 伊 豆 鉄 次 郎

辯護士 谷 川 哲 也 辯護士 早 瀬 川 武

辯護士 萩 原 剛 辯護士 萩 原 克 虎

同 伊 豆 鉄 次

同 早 瀬 川

同 萩 原 克

同 大 内 英 男

東京地方裁判所

民事第八部 徳中

申請の趣旨に対し

債権者らの申請は、いずれもこれを却下する。

との裁判を求める。

申請の理由に対し

第一項中、債権者真下が昭和四九年四月二五日迄、債務者大学の
学長、理事、評議員であつたこと及び、同人が昭和五〇年二月

一五日迄右大学の教授であつたことは認めるが、同人は昭和四九年四月二六日以降、債務者大学の学長選挙規定により学長として選任されていないものである。従つて、右期日以降は学長でも、又学長の地位に基づいて取得する理事、評議員でもあり得ないのである。この事実ば同人自体が良く認容しているのと同人は右期日以降、理事会にも評議員会にも出席要求をしなはばかりか、学術会議の議員立候補についても従前と異なつて、名古屋大学名誉教授として、行なつていたのである(この点について後述する)。

同人は、昭和五〇年二月一五日に本法人免規則第一八条五号により教授としての地位を喪失したものである。

債権者山脇は昭和五〇年二月一五日同右任免規則同条同号に

- | | |
|----------|-----------|
| 辯護士 奥野健一 | 辯護士 伊豆鉄次郎 |
| 辯護士 谷川哲也 | 辯護士 早瀬川武 |
| 辯護士 萩原剛 | 辯護士 萩原克虎 |

により教授、教務部長の地位を喪失し同日限り寄附行為の定めるところにより評議員、理事の地位が消滅したものである。

本法人の理事長は村田であり、その旨の登記は完了している。第二項中、前項の債務者の主張に反する部分は否認する。

(1)について、教授の任免権は、債務者大学教職員任免規則によつて、理事長がこれを行うことができるものであつて、債権者の主張は、その理由がないものである。

(2)について、債権者主張の如き諸規則のあることは認めるが、債権者向名の解任は、不正入学許容という不都合な事象による事由によつて行なわれたものであつて(任免規則一八条五号)、その場合には、他の規則からの比較上、及び債権者主長の諸規則の位置からしても、教授会、協議会、理事会の議

決を各々経る必要は無いのである。

(3) について、債権者主張の諸規定のあることは認めるが、村田晴彦が、本法人の理事長である以上、教授の任免を通告するのは当然である。債権者の並附行為等の解決適用は争い、その余の主張は否認する。

村田晴彦が理事長であるのは、後述するとおりである。
(4) について、教職員の内免は、本法人大学教職員内免規則を制定した時点から、理事会は、理事長にその執行を委ねたものである。従つて右規定を運用して教職員の解任をするのは理事長の権限に属するものであるところ、理事長村田は、これに法り査問委員をそれぞれ委嘱し、債権者兩名を解任したものである(その詳細は後述のとおりである)。

辯護士	奥野健一	辯護士	伊豆鉄次郎
辯護士	谷川哲也	辯護士	早瀬川武
辯護士	萩原剛	辯護士	萩原克虎

査問委員会は、その必要に応じて設置される大学の機関であり、その機関そのものとして、審議決定権を有するものである。債権者主張の如き、案なるものを提供するにすぎないものではない。

また、査問委員の構成員について、事務職員が介入したことをもつて、直ちに違法とは言えないものである。

その余の主張は否認し、争うものである。
(5) について、債権者らは、査問委員会において、弁明の機会を与えられていないというが、債権者らは右機会が与えられたのに、これを自から放棄したものであつて、これに關する債権者らの主張は理由がないものである。

債権者兩名が査問委員会に出向しなかつた事實は認め、そ

の余は争うものである。

第三項中(一)について、債権者山脇の教務部長解職につき、部長会議、評議員会に諮る必要はなく、右任免規則二一条は教職員的身分を剝脱することなく、単に職名を奪う場合にのみ適用される規定であつて、教授解任による当然部長の職を失う本件のような場合には、右規定は適用されないものである。従つて債権者の主張は、理由がない。

(一)、(二)について、債権者主張の如き取扱いをしないのは、前述第一項の理由によるものであつて、違法ではない。

第四項中、(一)について、債権者主張の規定の存在は認め、学長にしても理事にしても学校法人に於て、重要な機関であることは認める。

辯護士 奥野健一	辯護士 伊豆鉄次郎
辯護士 谷川哲也	辯護士 早瀬川武
辯護士 萩原剛	辯護士 萩原克虎

(一)について債権者真下は、昭和四九年四月二六日以降、学長に選任されておらず、従つて頭書のとおり理事でも評議員でもない。従つて本法人理事長村田が、右の職務執行を妨害すること自体ありえない。

文部省への届出は、昭和四七年度に学長選任されたものが、そのまま残存した形骸にすぎず、前述来のとおり、実体のない学長に文部省がこれを承認する筈も無いのである。債権者のその余の主張については、債務者法人の前述来の主張に反する部分はずべて否認し、争うものである。

(一)について、債権者等が、かつて理事、評議員であつたことは認め、昭和五〇年二月二一日に評議員会を招集し、松葉良を理事に選任したことを、さらに評議員会は過半数の出席がなけれ

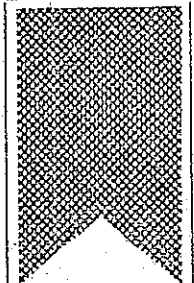
は議決できないことも認めらる。
 何について、その主張する入試判定会議、卒業者判定会議に
 ついては、すでに債権者と債務者の各代理人によつてなされた
 協定書のとおり終了した以上、その必要性が消滅したものであ
 り、今後の大学運営上においても債権者主張のような不都合は
 あり得ない。

辯護士 奥野健一 辯護士 伊豆鉄次郎
 辯護士 谷川哲也 辯護士 早瀬川武
 辯護士 萩原剛 辯護士 萩原克虎

債務者の主張

一(一) 学校法人多摩美術大学の前身である多摩帝国美術学校は昭和一二年一月三〇日債務者村田晴彦並びに北吉、井上忻二牧野虎雄等によつて創立された。右学校は昭和二二年三月多摩造形美術専門学校、昭和二五年三月財団法人多摩美術短期大学、昭和二八年一月学校法人多摩美術大学と夫々改組され現在に至つてゐる。

(二) 村田晴彦は、右の通り債務者法人の創立者の一人であり、多摩帝国美術学校当時は、その主事の職にあつたが昭和二二年多摩造形美術専門学校に改組後は理事に就任し、さらに昭和三六年三月理事長に選任され、任期満了のつど重任され現在に至つてゐる。



- | | |
|----------|-----------|
| 辯護士 奥野健一 | 辯護士 伊豆鉄次郎 |
| 辯護士 谷川哲也 | 辯護士 早瀬川武 |
| 辯護士 萩原剛 | 辯護士 萩原克虎 |

(三) 以上の通り、村田は右学校の創立者として創立以来重要な職務に従事し今日に至つてゐる。即ち同人は昭和三六年理事長に就任するまでは常務理事として、またその後は理事長として専ら債務者法人の運営にあたつてきたものであり、事務局長を兼務していたのは適任者が存在しなかつたのと、少しでも経費を節減しようとしたからには可からない。従つて村田が評議員に選任されたのも債権者等が主張するやうに單なる事務職員たる資格においてなされたもの(寄附行為第一八条一項一号)ではなく、債務者法人の創立者であり、且つその運営にあたつてきた立場から、本法人に關係ある学識経験者として選任されたもの(同条一項五号)である。そして昭和二二年以来評議員の互選によつて理事に選任さ

れ(第八条一項二号)、任期満了のつど重任され現在に至つてゐる。

従つて村田が前記のような事情から兼務していた事務局長を辞職しても評議員並びに理事の職を失うものでないことは一八条二項の規定からも明らかである。

(四) 右村田は、昭和四六年三月満六七才九ヶ月の年令で評議員、理事並びに理事長に選任された。若し債権者等が主張するよりに職員として、これらに選任されたとすれば、わずか三ヶ月で、これらの職を失うことになるが(停年規則第一条、寄附行為第一八条二項、第八条二項)就任後わずか三ヶ月でその職を失うことが明白である者をこれら重要な職に選任するはずがない。

辯護士	奥野健一	辯護士	伊豆鉄次郎
辯護士	谷川哲也	辯護士	早瀬川武
辯護士	萩原剛	辯護士	萩原克虎

また村田が、評議員、理事並びに理事長であることについては何人も疑う者はなく、現に債権者等も本件仮処分申請に至るまでは同人の右地位を承認していたものである。これは前記の通り、村田が単なる事務職員ではなく、多摩美術大学の創立者並びに所謂オーナーとしての地位を關係者が承認しこれについて疑いを持つような者が存在しなかつたからに、ほかならない。

(四) 以上の事実から村田の評議員の地位は、本法人に關係ある学識経験者として選任されたことは明白である。

(一) 昭和五〇年二月一三日、本法人大学に關係あると思われる一父兄から理事長村田晴彦宛に本法人大学の昭和四八年度入學試験に基づき不合格となつた者が後日入學手續を完了した

旨のいわゆる不正入学事実が投書されたので、直ちに右事実の有無について調査命令を本法人教職員庶務部長藤谷及び教務第二課長江尻に対して発し、同人等が調査したところ、本大学美術学部入学試験に際し、入試判定のための教授会において不合格と判定した者を右教授会の決定に反し正当な入学手続の完了した後、債権者山脇は、部下を強要して合格の通知を発送させて入学させ、債権者真下は右不正の入学を知りながら敢えてこれを黙認した事実がほぼ判明したのである。

（二）そこで昭和五〇年二月一四日村田理事長は本法人の教職員中九名に対し査問委員を依頼し、査問委員会を昭和五〇年二月一五日午前一〇時に開催した。

そこで調査、審議の結果、不正入学者が存在し、不正入学

- | | |
|----------|-----------|
| 辯護士 奥野健一 | 辯護士 伊豆鉄次郎 |
| 辯護士 谷川哲也 | 辯護士 早瀬川武 |
| 辯護士 萩原剛 | 辯護士 萩原克虎 |

者の入学手続、右不正入学遂行者が債権者山脇であり、これを知りながら黙認したのは債権者真下であることが判明したので、査問委員会の委員長高田忠は債権者山脇、同真下に対し同委員会に出向の上陳弁を求めべく出向の要請書を作成し、同一五日午後三時三〇分迄に出向されるべく要請した。

右要請書は債権者山脇に対し同日三時頃手交されたが、同人は査問委員会の存在を認めずという文書をもつて右出向、陳弁の機会を放棄したものであり、債権者真下は右同日入学試験が施行されていたところから右大学内部において執務していたものであり、査問委員会が開催され後刻自分が右委員会に出向し、不正入学の事実について査問されることが当然予測され感知していたにもかかわらず敢えて右査問委員長か

らの出向の要請書の手交を避けるべく、右大学構内及びこれが近辺からの所在を不明とし、結局前記委員会への出向、陳述の機会を故意に回避放棄したものである。

(甲) しかして査問委員会は人証、書証を精細に亘つて調査、審議した結果、頭書不正入学の事実及び債権者兩名が不正入学を指揮命令、執行させた事実が明確^{ハシ}したので全員一致の決議により債権者兩名の教授解任決議をし、同日右決議に基づく答申書が理事長村田宛に提出されたのである。

かくて債権者理事長村田は同日付をもつて右兩名を解任したものである。しかしてその解任の準拠するところは次のとおりである。

(乙) 債権者真下及び山脇の前記所為が教職員任免規則第一八条

辯護士 奥野健一	辯護士 伊豆鉄次郎
辯護士 谷川哲也	辯護士 早瀬川武
辯護士 萩原剛	辯護士 萩原克虎

五号の「教職員として不都合の行為があつた」場合に該当することとは疑う予地のないことである。

そこで右兩名は前記の通り査問に付され、解任すべきものと決定されたので理事長村田は右規則第三条、第四条に基づき解任したものである。

即ち右規則第一八条五号によつて教授を解任する場合には教授会に諮る必要のないことは第二〇条の規定からも明らかである。

ただこの場合第三条及び第四条によつて所屬長の申請に基づいて学長及び理事長が行なう旨定められているが、教授、部長には所屬長が存在しないことは第四条の規定からも明らかであり、また後述の通り学長も存在していないから結局理

事長が大学の名において債権者等を査問に付し、その結果解任すべきものとの決定を受けて、債権者等を解任したものである。

右により真下は教授を解任され、また山脇は教授、教務部長を解任された結果、理事、評議員たる地位も失つた（寄附行為第一八条二項、第八条二項）。

(4) ところで債権者等は、債務者本法人が行なつた前記解任について教授会、協議会、理事会の議を経ることなしに行なわれた故、右解任が違法である旨主張するが、

(イ) 本法人大学規則第二条によれば、教員の嘱、解任は教職員任免規則により教授会の議を経ることがその要件となつてゐる如く規定されているが、債権者真下及び山脇の解任

辯護士 奥 野 健 一 辯護士 伊 豆 鉄次郎
辯護士 谷 川 哲 也 辯護士 早 瀬 川 武
辯護士 萩 原 剛 辯護士 萩 原 克 虎

事由となつた右任免規則第一八条五号の場合には、右大学規則第二条の教授会の議決は、解任の要件から排除されてゐるものである。

これは任免規則第二十条において同規則一八条五号事由については、教授会の議を経ることが要件とされていないのである。これは解任については査問に付され、その査問委員会の決定が最重要の意思決定であるのみならず、教授会の議に付することは必ずしも適當ではないことによるものである。

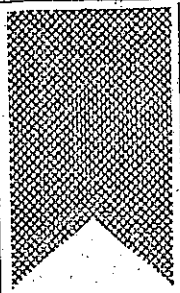
(ロ) また本法人大学々則四四条二項によれば、協議会は教授の任免に關する事項を審議すると規定されてゐるところから一見右協議会の議が必要であるかの如くであるが、前述



の如く右任免規則一八条五号の場合には教授会の議を経ることさえ要件とされてないのであるから、右一八条五号による解任については協議会の議を経ることは勿論必要がないものと解すべきである。

(ウ) また本法人の業務の決定は、理事会で行なうことは寄附行為一三条で明らかであるところ、右業務中、教職員の任免については教職員任免規則を定めてこれを予め、理事会は理事長にその執行権を与えたものであることは、右任免規則第三条、第四条からして明らかである。

(ハ) また債権者等は、その解任手続について、その所属長の申請に基づかずとか、査問委員中に二名の事務職員が選任されていて違法であるとか、債権者真下及び山脇について陳弁の



辯護士 奥野健一 辯護士 伊豆鉄次郎
 辯護士 谷川哲也 辯護士 早瀬川武
 辯護士 萩原剛 辯護士 萩原克虎

機会を与えないとか主張するが、
 (イ) 本来大学の教授相互間においては、学問の自由を保証する憲法の精神に従つて平等であるところから、教授については所属長というものは存在せず、従つて任免規則第三条中「所属長の申請」は教授等の解任には適用がないものである。

また同規則第四条の所属長とは各部長というところからこれが仮りに教授部長等を意味するとすれば、債権者山脇は当事者その者であり、債権者真下は、右同人と意を通じている者であつてみれば、右兩名が前規定に基づく申請をすることは期待性が持てず、従つて右規定の適用されないことがあつてもまた、これは正当性を有するものとなる。



(四) 査問委員中に事務職二名が加つてゐることが不法であるといふが、査問委員の選任については、何らの規定はなく従つて学校法人内部の事務を総括する理事長がその都度教職員中適當なる人物に委嘱することは毫も違法といふことができない。

(五) 債権者真下、同山脇に対し、査問の場における陳述の機会を与えないといふが、前述のとおり債権者等は自からその機会を放棄したものであるから、右非難は当たらない。現実にこれを拒否する者に対し強制の方法もないことからして、右兩名が査問委員会に出向しなかつたことを捕えて違法であるといふことは理由がないものである。

(六) 債権者山脇の教務部長職を解いたことについて評議員会

辯護士	奥	野	健	一	辯護士	伊	豆	鉄	次	郎
辯護士	谷	川	哲	也	辯護士	早	瀬	川	武	
辯護士	萩	原	剛	辯護士	萩	原	克	虎		

等に諮られた事實がないといふが、右教務部長といふ職は教授を前提とする職名であつて、教授を解任された以上、当然その職も失うものである本件の場合には、任免規則第二一条は適用されない。

(七) 以上の次第であつて、債権者の主張はいつれもその理由がないものである。

(八) 債権者真下は昭和四九年四月二五日任期満了により学長の地位を失ひ、これにともない理事、評議員の地位も失つた(寄附行為第八條二項、第一八條二項)。

(九) 同月二六日学長候補の選挙が行われ同真下が学長候補者として選出され、同月三〇日開催された評議員会において真下の学長聘任についての同意の可否について審議されたところ

(一) 学長選考規定二条(多数の評議員から異論が述べられ、結局その同意が得られなかつた。

即ち従来の学長候補者の選考にあつては、あらかじめ理事會及び評議員會の承認を得てなされ、特に学長の任期満了にともなう場合にはその代行者を定め、選挙を管理せしめたりえなされる慣行であつたところ右学長候補の選挙については右のような手続がとられないまま行われたため多数の評議員から右選挙の不明朗さを指摘され會議が紛糾し、結局右評議員會ではその同意が得られなかつたものである。

(二) そこで理事長村田はこの事態を打開すべく常務理事である権者岡田と再三に亘つて懇談し、評議員會の模様を説明して岡田が学長代行者として選挙を管理する選挙のやり直し方をすすめたが、同人よりこれを拒絶された。

辯護士 奥野健一 辯護士 伊豆鉄次郎
辯護士 谷川哲也 辯護士 早瀬川武
辯護士 萩原剛 辯護士 萩原克虎

(三) 同年一月右岡田より文部大臣或は次官経験者に仲裁を求め、案が提示されたので理事長村田はこれを了承し、そして仲裁人に元文部次官内藤三郎氏(参議院議員)同村山松雄氏(日本育英會理事長)の両氏に依頼することに合意し、両氏にその旨依頼し、両氏による仲裁がすすめられていたところ本件申請を受けたものである。

(四) 以上の通り真下は昭和四九年四月二五日任期満了によつて学長の地位を失い、その後は前記経緯によつて学長の職務がなされないまま今日に至つてゐるものであるから学長の職務を行う地位にないことは明らかである(学長選考規定四条三項)。

昭和五〇年(司)第二〇〇六号事件

証 拠 申 請

債権者 真 下 信 一

外 一 名

債務者 学校法人多摩美術大学

右当事者間の右事件につき、左記のとおり証拠提出致します。

昭和五〇年三月七日

右債務者代理人 奥 野 健 一

右 同 谷 川 哲 也

右 同 萩 原 剛

右 同 伊 豆 鉄 次 郎

右 同 早 瀬 川 武

辯護士 奥 野 健 一 辯護士 伊 豆 鉄 次 郎

辯護士 谷 川 哲 也 辯護士 早 瀬 川 武

辯護士 萩 原 剛 辯護士 萩 原 克 虎

右 同 萩 原 克 虎

右 同 大 内 英 男

東京地方裁判所

民事第八部 御中

記

世田谷区上野毛三丁目一五番三四号債務者方

証 人 藤 谷 宣 人

同行、六〇分

右同所同番

証 人 川 崎 勇

同行、二〇分

右同所同番



証人 森 信

同行、四〇分

右同所同番

証人 江 尻 勸

同行、四〇分

右同所同番

証人 塩 山 惇 臣

同行、六〇分

右同所同番

証人 高 田 忠

同行、三〇分

右同所同番

辯護士 奥 野 健 一	辯護士 伊 豆 鉄 次 郎
辯護士 谷 川 哲 也	辯護士 早 瀬 川 武
辯護士 萩 原 剛	辯護士 萩 原 克 虎

債務者法人代表者 村 田 晴 彦

同行、九〇分

理事の報告

日時 昭和十八年五月二十日 場所 本会会議室

出席理事(九名)

村田 晴久 夏木 信一 岡田 孝平

前原 彰爾 吉田 志 若橋 徳善 男

堤 山 博三 山 脇 國利 大 塚 徳太郎

議乙第二 三書 9 /

議案一 昭和三十七年度決算報告
一 決算書

議案二 経過

本会が昭和十八年度決算書を、五月二十日午後七時

に理事会で承認した。

議案三 経費

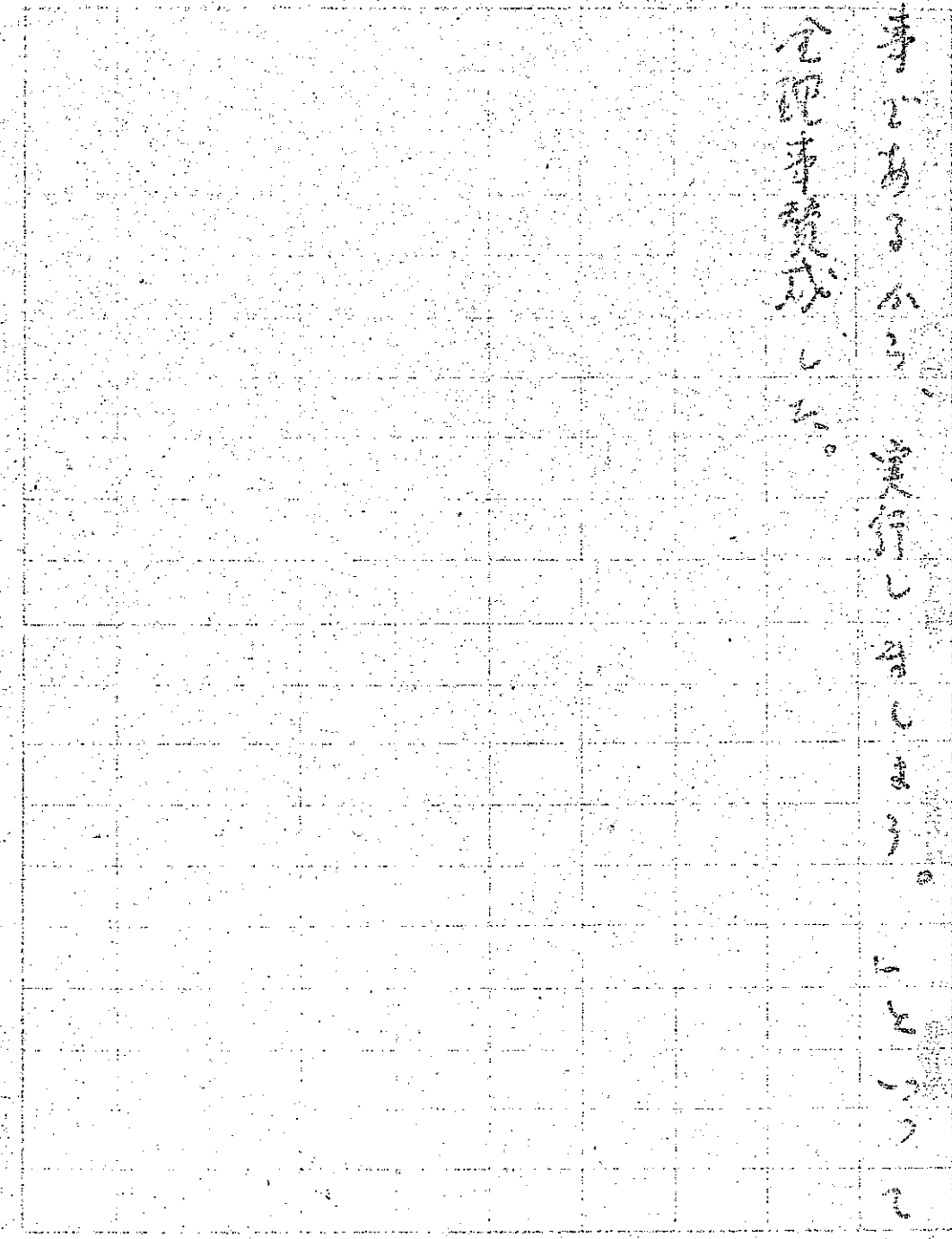
付記

五月二十日理事会の席上、大西理事より、
理事長の健康上のこと、理事長は自覚が全く
折々、腹系の上、道場を遊園地としたか、
静養をとりつゝおきさる。

山脇理事「是非さうしてつぎをきなつ。
理事長「折々さういふ、業務はつづして終し

大西理事「これは理事長としてつぎをきなつ。
理事長の健康は多岐にわたる、この最中理事

理事の健康上のこと、健康上のこと、
大西理事「折々さういふ、業務はつづして終し



理事會議事録

日時 昭和四十八年五月三十日 午前十一時

場所 本学会議室

出席理事（九名）

村田 晴彦 真下 信一 岡田 孝平 斎藤 彰爾
高田 忠 高橋 満寿男 塩山 惇臣 山脇 国利
大西 憲治郎

議案

- 一、昭和四十七年度決算について
- 二、その他

議事の経過

定刻村田理事長が議長となり定足数を確認して開会を宣した。

議長より、別紙昭和四十七年度決算報告書が提示され、これについて、岡田常務理事、吉原経理士、柴田経理課長より詳細にわたり説明があり、全員異議なくこれを承認した。（なお吉原経理士は公認会計士奥津 進 氏および公認会計士高野俊夫氏の代理として出席したものである）

議長より、別紙学校法人多摩美術大学附置多摩美術大学文様研究所規程（案）が提案され審議の結果、文様研究所設置並びに研究所規程（案）について基本的に了承したが、運営に関わる経費財源等その詳細については後日検討することとなった。

議事録署名人として岡田孝平、山脇国利の二氏を互選した。

以上

昭和四十八年五月三十日

議長

議長は本議事録の正確を期するため左の二氏に議事録署名人を委嘱する。

署名人

署名人

付記

五月三十日理事会の席上、大西理事より、理事長の健康について「理事長は夏場に向う折から、脱東京の上、適当な避暑地で充分な静養をとっていただきたい。」

山脇理事「是非そうしていただきたい。」

理事長「何分よろしく、実行にうつして欲しい。」

大西理事「これは理事会としての要望であって、理事長の健康は学校にとって最も重要な事であるから、実行しましょう。」と、いって全理事賛成した。

昭和五十年二月十四日

学校法人多摩美術大学

理事長 村田 晴彦

殿

査問委員会開催の件

左記により査問委員会を開催いたしますので万障お繰り合わせのうえご出席下さいませすようお願い申し上げます。

記

一日 時

昭和五十年二月十五日 午後四時

二 場所

疏乙第 〇 号 證 〇 〇

昭和四十八年度 多摩美術大学美術学部
入学試験における不正入学の疑いに関し、貴
殿にお尋ねいたしましたこと、ありがとうございます。万障
お繰り合わせのうえ、左記にご出席を要請い
いたします。

記

日時

二月十五日

午後 三時三十分まで

場所

五島美術館講堂 (電話 0661)

昭和五十年二月十五日

真下 信一 殿

学校法人多摩美術大学
査問委員会委員長

疏乙第 〇 号 證 〇 〇

真田 忠

学長選考について

(教務課 江尻)

文部省大学学術局大学課 雨宮 忠氏(法規担当)と話し
結果次の見解を得た。

1. 学長任期が満了すれば自動的に学長ではなくなる。
任期満了以前に後任者を決定するのが通例であり、満了以
前にお新学長を決定しないのは大学当局の責任である。
事情がある、新学長を決定できない場合は、学長職務を執行
する学長代行(代理、事務取扱等)を法的にはおこななければ
ならない。(学長代行は学長ではない。)
2. 学長任期満了により学長席が空席となっているのは事故とはいえ
ない。したがって事務局長が学長職務を執行するのは各当では無い。
3. 学長が空席であることはありえない。学長(代行を信託)を至急に
決定しなければならぬ。学長選出方法は大学が決定するもので
あり、法的に懸念はない。
4. 学長変更の場合は理事長名で文部省に届出なければならぬ。代行
の場合も同様であり、いずれの場合も理事会、教授会の決議が
必要である。(学長選考規定も添付するのが通例である。)
5. 学長は学籍について法で定められている決定者(証明者)でこれを
他者が代行することはできない。(証明書等を学部長名義で発行する
場合は学長から証明を委託されている旨のみを明す。) 以上

多摩美術大学

袴 乗 坊 宣 明
疏 乙 第 三 証 名 殿

学校法人多摩美術大学
査閲委員会委員長

高 田 忠

昭和五十年二月十五日

日時 二月十五日午後三時。分まで
場所 五島美術館講堂(電話(703) 〇六六一)

上記

左します。

昭和五十八年度 多摩美術大学 美術学部
入学試験における不正入学の疑いに関し、貴
殿にお尋ねの事あり、左記のご意見を要請し
させていただきます。

秘

査問委員会 答申書

昭和五十年二月十五日に招集された査問委員会において左の通り決議いたしましたので、
答申いたします。

第一 答申決議

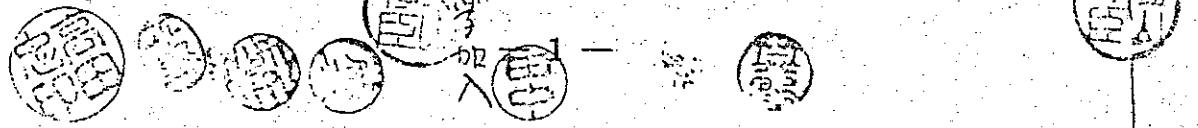
一、山脇国利氏については多摩美術大学教授、教務部長の要職にあつて、不正入学をなさ
しめたことは重大な責任であり、多摩美術大学教授職員任免規則第十八条第五号に該当す
るものとみとめる。

二、当時の学長真下信一氏（現教授）については入学試験の最高責任者としての義務を怠
り、前記の不正入学を知りながら、あえて黙認しかゝる事態をおこさしめるに至つたこ
とは、多摩美術大学教授職員任免規則第十八条第五号に該当するとされることがはやむをえ
ない。

第二 理由

昭和四十八年度本学美術学部入学試験に際し、入試判定のための教授会において、不合

疏乙カ三号 作 五



格と判定した者を、正当な入学手続の完了した後、同教授会の決定に反し、部下を教務部長室に呼び、強要して合格通知の発送を命じ、入学させたことが発覚したことに関連するもの。

当該専攻の正当な入学者の最低得点二三〇点に対し、当該不正入学者の得点一三四点（四〇〇点満点）

第三 審議のあらまし

一、査問委員会開催日時及び場所

1. 日時 昭和五十年二月十五日 午前十時
2. 場所 世田谷区上野毛 五島美術館講堂

二、委員名（アイウエオ順）

1. 出席者（八名）
奥野健男、塩山惇臣、瀬島好正、高田 忠、田中 昇、平野拓夫
藤谷宣人、山城正勝
2. 欠席者（一名）
高橋満寿男

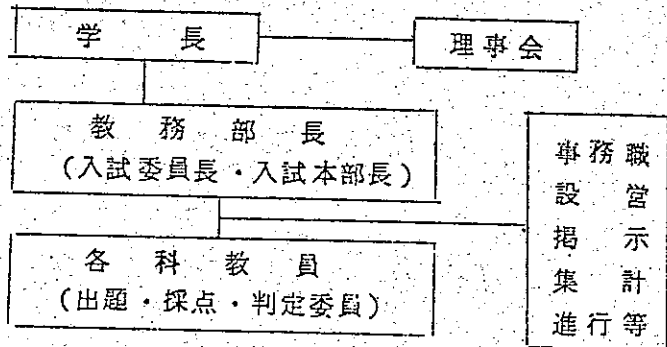
三、議 案

昭和四十八年度多摩美術大学美術学部入学試験における不正行為の有無の確認およびそれがもしあつた場合の処分について。

四、議事経過

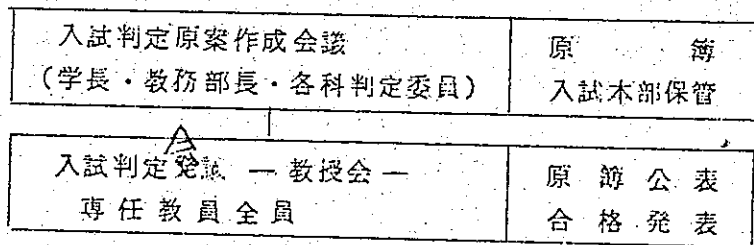
1. 議事にさきだち、藤谷庶務部長より、
去る二月十三日に別紙一投書が村田理事長宅に郵送され、同日理事長より真相を調査せよとの旨の命令書が藤谷庶務部長と江尻教務第二課長に発せられ、二名はただちに調査を開始し、調査結果を理事長に報告したところ、同文書の内容は事実と思われるので、査問委員会を設け究明すべきであるとの結論に達し、本委員会の開催に至つた旨の報告がなされた。
2. これに対し、今回の問題が発信人不明の投書に端を発しているので、査問委員会の成立にさきだつてそれが査問委員会開催に値するものであるかどうかについて十分な心証を得なければ査問委員を受諾できないと高田教授からの動議があり、全員がこれに同意したので、藤谷庶務部長および江尻教務第二課長の調査の結果得た証拠の提

＜＜入試機構＞＞



注1. 法的、社会的に最高責任者は学長である。
 注2. 実施における実質的な責任者は教務部長である。

＜＜判定手続＞＞



注1. グラフィックデザイン入試判定原案作成会議の判定委員は次の通り。

学 長	真 下 信 一
教務部長	山 脇 国 利
判定委員	祐 乘 坊 宣 明
	高 橋 満 寿 男
	大 淵 武 美 郎
	遠 藤 太 郎
	赤 坂 長 義

注2. 合格発表後、入学手続完了まで原簿は入試本部にて保管し、入学後は教務部にて保管する。

五 議 事 内 容

(1) 昭和四十八年度における管理機構の究明がなされた。その機構の、概略は次表の通りであることが明らかにされた。

出を求めて約二時間にわたって議論を重ねたところ、その提出された証拠だけでも不正事実がほぼ疑いを入れないものであるとの心証を出席者全員が得る状態となった。

3. その結果、本案件は受験生を平等に扱うという大学の入学試験に対する信頼性に関係し、大学の存立自体にふれるばかりか社会的にも重大なものであり、かつ、現在進行中の入学試験をも根底から破ることも十分に予想される重大、かつ、緊急なものであると考えられるので、発信人不明の文書に端を発したものであるが、調査の結果、不正又は不当な事実が偶然的にはあるが発見されたのであるから、発信人不明の投書とは切り離して、この度、発覚した不正入学容疑に対する究明する機関として、この査問委員会を成立せしめることに全員一致で決定した。

査問委員会は審議に入るにさきだち、高田教授を互選により委員長に選任した。

(2) この査問委員会に提出された入試判定関係大学公式資料は、

入学判定原簿（別紙二）、入試判定会議議事録（別紙三）、および入試判定資料（別紙四）であつた。これについて説明を加えれば次の通りである。

この原簿（別紙二）は、入試判定原案作成会議において確認された判定結果を入試本部側の係員（本件の場合は嶋根 昭助教授）が各科入試判定委員立会の下に各受験者の判定欄に合（合格）、補（補欠）、否（不合格）のゴム印を押印したものである。これをさらに詳細に説明すれば欄外上の65という数字は全科受験者原簿の65頁であり、同28はグラフィックデザイン専攻受験者受験番号順原簿の28頁である。同25と25は入試判定原案作成会議において同表における氏名欄と性別欄との間の二本線のところで左右に切り離し、^{G-25}と記載のある側のみを各科入試判定委員に渡し、合、補、否の判定原案作成審議を行い、判定原案作成審議の最後の段階において、^{G-25}側と25側とを切り離さないでとつてあつた原簿に前記のように各科入試判定委員立会の下に入試本部員が合、補、否のゴム印を判定欄に押したのがこの原簿である。

このような複雑な処置をとることは本学の従来からの慣習であつて、氏名欄や受験番号を見て不正な判定が行われる危険性をあらかじめ除去しておくためであるとのことであつた。

この合、補、否の押印された後の入試判定原簿は入試本部長（本件当時は教務部長 山脇国利教授であつた）が、図書館二階の「入試本部長の許可なき者は入室を禁ず」と貼紙された入試本部にまたは図書館金庫にその他の入試資料と共に厳重に保管されていたのである。そして本学における入試判定のための教授会は慣例により全くセルモニ一的なものであつて、毎年のものであるが、合格者発表掲示用の合格者受験番号表（模造紙全版）を会議場の壁に貼り、別紙四程度の入試判定資料のみを配布し、学長を議長とし、各科教員代表がそれぞれの科の入試に関する説明をその配布資料に基いて簡単に行い原案を承認する議決をし、合、補、否が決定し議事を終了するのである。この場合における原簿原案は、会議場一隅の机の上に置かれているが、会議中はこれを見ず、会議終了後約一時間半位の間、専任教員はこれを希望により自由に閲覧できることになつている。

今回問題となつている昭和四十八年度の入試においては教授会は、昭和四十八年二

月二十四日午前十時から同十一時にかけて図書館二階会議室において行われた。その時配布された資料は別紙四である。その中第十七行に「上記の中、補欠は発表せず合格者中で入学手続をしない者のいる場合にのみ繰上げ合格とすることとした」と記載して、補欠以外の者、すなわち不合格と決定した者から繰上げ合格をしない旨を議決しているのである。

この教授会議事録は別紙三であつて、その本文第二段落は特異な提案であるが、「合格圏内にあつて、寄附金の申込書がない受験生について入試判定原案作成会議においては不合格としたが、直ちに不合格とは決しがたいと考えられるので、補欠としたい旨提案および説明があり、補決総数一八八名を全員承認した。」とあるが、これは補欠以外の者、すなわち不合格と決定した者から繰上げ合格をしない旨を議決したものである。

以上の入試判定関係大学公式資料によつて明白なように、受験者名又は受験番号の記入された入試判定原簿は、これを入試本部においてその保管の責任を負い、入試本部員以外のものは、入試判定のための教授会終了まではこれを見ることも、いじるこ

ともできないことになつているのである。

(3) ところで、藤谷庶務部長及び江尻教務第二課長の報告によれば、昭和四十八年度グライフック関係入試において不正入試があつたかどうかの調査を命ぜられた際、江尻教務第二課長は咄嗟に古田先生の御子息の事件ではないかと感じた。それは昭和四十八年度の入試において、当時入試事務関係者の間では古田先生の御子息がグラフィックデザインを受験したことも、不合格になつたことも、そしてそれがいつの間にか入学していたことも、ひそひそとささやかれあつていたからであるとのことであつた。特に嶋根 昭助教授は江尻教務第二課長に「困つたものだ。おやじもあんなことをしてもらつてはほんとに困る」と何度も洩らしていたことを記憶していると証言した(別紙五)。嶋根助教授が、おやじというのはいつものことであるが、真下教授のことであり、あんなことというのは古田元次郎を入学させる手続をとつたことを指していることは以心伝的に明白であつたのであり、当時としては、このような暗号でこの事件が通じる程であつたのである。

というのは、嶋根助教授は真下信一氏がつれて来た人であり、学生課長という職分

を越えて、教授会でも、入試本部においても辞令不明のまま、真下信一氏の分身として行動していることを誰れもが知っており、不正事件そのものも事務職員の一部には洩れていたのであるとのことであつた。

このようなことから、真下信一氏は山脇教務部長が古田元次郎の入学を不正に認めることに対して賛成し、又は黙認したことは明々白白であるとして委員全員がこれを認めざるを得ない状態となつた。

そこで、グラフィック関係の入試判定原簿を調査したところ、直ぐ28頁に受験番号五一二二 古田元次郎の欄が見つかり、そこをしらべてみると

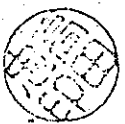
先ず判定欄が㊦になつているのに㊧という印が押されていることがわかつた。㊧という印は入学手続をとつた者のしるしである。

ところが前述したように、㊧即ち不合格の者を繰り上げて㊧即ち入学せしめることは、入学予定人員に欠員ができて入試判定のための教授会で承認されていることではないのである。そのことは、前述別紙三の昭和四十八年度入試判定会議事録及び別紙昭和四十八年度入試判定資料花(別紙四)明らかかな通りである。

一字削除
一字加入

次に点数欄を見ると総計が134点である。そしてこの年度のグラフィックの補欠者の最低得点は230点であつたので、古田先生の御子息に限つて96点もかけ離れて低い得点で入学していることが判明した。
とのことであつたので、
委員一同その原本をとりよせさせて見たところ、藤谷部長及び江尻第二課長の言う通りであつた。

又、森 信氏(当時入学手続事務担当)を招いて事情を聴取したところ、入学通知の発送手続終了後数日して山脇教務部長から教務部長室に呼ばれ、㊦の印を押してある古田元次郎に入学通知を発送するよう強要された旨証言した。森 信氏は教務部長室に呼ばれるだけでも緊張するのに、上司からの指示として強く言われたので、仕方なくそれに従つたとのことである。その上更に一両日後、古田助教から山脇先生から入学させると言われているが、まだ入学の通知がこないがどうしたのですかとの電話での問い合わせがあつたので、その間の事情は明確に覚えていた旨の供述があつた。その供述書は別紙六の通りである。



一方、塩山委員（多摩芸術学園主事）の発言によれば、前述の投書が塩山委員に郵送されたので、それを多摩芸術学園の佐々木則之先生に見せたところ、それは古田先生の御子息のことではないですかと即座に答えられた。念のため調査すると当該受験生は昭和四十八年度多摩芸術学園入学試験を受験し、入学した者であるが、同年四月十八日に退学願が提出されていて、退学の理由は多摩美術大学に入学したためであるという事がわかったとのことであつた。

又、学園では入試に際して面接を行っているが、その際、当該受験生は多摩美術大学学助教授の子息であつたことと、多摩美術大学を不合格となつたので当学園を受験した旨を語つたこと及び入学式後、間もなく退学届けが出されたという特異なケースであつたので、はつきり覚えていゝる。

とのことであつたので、正確を期するため佐々木則之氏を招き事情を聴取した。

佐々木則之氏の供述書は別紙七の通りであり、古田元次郎の退学届の写は別紙八の通りである。

更に江尻教務第二課長の供述によれば、岡田常務理事は当時この事件が事務員にさ

さやかかれていたころ、学長も教務部長も皆知つていたことであると洩らしていたことを覚えていゝることであつた。江尻教務第二課長の供述は別紙五の通りである。

更に村田理事長はこの事件を事前に知つていたのかどうかについて病床に行つて事情を聴取したところ「自分は抽象的には先生方の子弟は出来るだけ入れたいとの考えはあるが、不正な方法で入学させよとは言つたことも指示したこともない」。とのことであつた。

そればかりでなく、昨年八月、岡田常務理事に対してあなたは二十八名のものを頼まれて入れたという評判をきいたが、それは事実かときいたところ、便宜をはかつたことは事実である旨答えたので、その名簿を提出するように指示したが、いまに至るも返事をして来ないので度々催促しているところであるとのことであつた。村田理事長の口述書は別紙九の通りである。

以上の通りであるので、山脇教務部長の責任はもとよりのこと、当時の学長真下信一氏についても彼が入試中といえどもあまり出校しないなど、入学試験の最高責任者としての義務を怠り、不正入学を黙認し、これを惹起せしめる事態をおこさしめるに

至つたことは、全出席委員の容認することのできないところである。
なお上記供述人の他

真下信一氏(当時学長)

山脇国利氏(当時入試本部長、教務部長)

祐乗坊宣明氏(当時グラフィックデザイン科長)

嶋根 昭氏(当時入試本部員、学生課長)

にも委員長名をもつておいで下さるよう要請したが、真下信一氏、祐乗坊宣明氏は入試時間中にもかかわらず、午後三時には既に学外に出て行先不明であつた。

山脇国利氏は査問委員会を認めないので、出席の必要を認めない旨の別紙十の如き返事があつた。

嶋根 昭氏は二回に亘る委員長の出席方要請に対して、山脇理事が行く必要はないといわれたこと、及び入試で多忙のため出席できない旨使者(川崎勇学生課次長)を通じて伝えて来た。

以上の諸氏の出席は得られなかつたが、今後何回お呼びしても同じ結果であるであ

らうということに全員意見が一致し、かつ、その不正な行為の実態は前述の物証及び人証によつて明白であることに全員の意見が一致したので、頭書答申決議の通り答申した次第である。

(なお不正入試について、更に究明をつゞけるべく全員一致の意見をもつてこれを了承した。)

昭和五十年二月十五日

査問委員 奥野健男



査問委員 塩山惇臣



査問委員 瀬島好正

査問委員長 高田忠



3033

148-□□



近田若志士 歸文下 三四月
村田精彦 様


親展




□□□-□□


学校法人 多摩美術大学

理事長 村田晴彦 殿

査問委員 田中昇 

査問委員 平野拓夫 

査問委員 藤谷宣人 

査問委員 山城正勝 

私は今年度多摩美術大学を受験する者であり、
現在貴大学に在籍している学生以下記の事につ
き確実な事実を知り、甚だ遺憾に思ひ、創得の件に公
正なる処置を講ずつて頂かなくてはなりません。その処置の
如何によつては新聞紙上を通じて社会の世論
に新なる覚悟があります。

記

現在、グラフィックデザイン科に在籍している学
生で貴大学某助教授の子息の不正入学で
あります。その学生が48年の合格者発表の
際、不合格と付つてゐるにもかかわらず、現在
なお在籍している事実。この事は、決して筆跡
上の過失とは認められず、作画的に不正が

行はれらるゝとは認めております。

なお、私共大学の場合、若干のいゆる裏に
学費のありがたは常識ではありませぬ
これは補充入学者のみで済ませている様
のもつと判断いたします。然るに、この
は更に社会常識を越えぬ不正であ
るに、許しをあたふと信じてゐるものであ
ります。以上

昭和50年2月12日

多摩美術大学 受験課長

村目晴彦 殿

G-28

25

G-25

判定	受験番号	氏名	性別		卒業年	調査校	学				科			英 技			総 計	
			男	女			国語	小論文	外国語	数学	物理	小計	I(予)	II	小計			
◎	5081	香藤 真弓	0	0	47	C	55		36				91	70	40	110	201	1
◎	5082	伊藤 秀明	0	0	47	B	81		43				124	80	40	120	244	2
◎	5083	香月 友	0	0	48	D	63		22				85	60	40	100	185	3
◎	5084	Z成 利文	0	0	46	C	62		25				87	50	0	50	137	4
◎	5085	菅原 和男	0	0	46	C	39		9				48	60	75	135	183	5
◎	5086	小倉 良介	0	0	47	D	42		15				57	30	40	70	127	6
◎	5087	井上文男	0	0	47	C	33		73				106	80	40	120	226	7
◎	5088	田中 康之	0	0	47	A	70		36				106	92	77	169	275	8
◎	5089	栗原 真行	0	0	47													9
◎	5090	羽太 泰子	0	0	47	C	54		22				76	70	60	130	206	10
◎	5091	山田 満明	0	0	47	C	57		31				88	90	0	90	178	11
◎	5092	羽山 恵	0	0	46	C	60		26				86	60	75	135	221	12
◎	5093	村上 誠一	0	0	46	C	62		27				89	30	40	70	159	13
◎	5094	石川 園彦	0	0	46	B	84		32				116	30	93	123	239	14
◎	5095	人見 友子	0	0	48	B	60		36				96	30	20	50	146	15
◎	5096	小泉 吉宏	0	0	47	B	87		54				141	90	60	150	291	16
◎	5097	増川 俊人	0	0	48	B	47		56				103	30	20	50	153	17
◎	5098	三好 幸恵	0	0	47	C	63		40				103	70	40	110	213	18
◎	5099	中倉 一幸	0	0	44	B	82		46				128	60	75	135	263	19
◎	5100	渡辺 直樹	0	0	47	C	52		29				81	60	40	100	181	20
◎	5101	本田 秀樹	0	0	48	C	36		18				54	30	20	50	102	21
◎	5102	斎藤 仁	0	0	48	C	45		27				72	80	20	100	172	22
◎	5103	坂本 広	0	0	44	C	40		26				66	60	65	125	191	23
◎	5104	長谷川 孝一	0	0	47	C	45		12				57	60	40	100	157	24
◎	5105	藤田 静男	0	0	48	C	57		69				126	30	20	50	176	25
◎	5106	伊村 雄士	0	0	47	D	67		33				100	50	40	90	190	26
◎	5107	石原 重人	0	0	48	C	48		18				66	30	40	70	136	27
◎	5108	内田 忠	0	0	47	C	39		18				57	30	20	50	107	28
◎	5109	松田 雅春	0	0	46	B	67		55				122	70	40	110	232	29
◎	5110	山下 明男	0	0	47	D	46		27				73	30	20	50	123	30
◎	5111	南部 秀則	0	0	48	B	42		58				100	80	77	157	257	31
◎	5112	古田 元次郎	0	0	47	C	45		19				64	30	40	70	134	32
◎	5113	菅田 守弘	0	0	47	C	44		61				108	30	40	70	178	33
◎	5114	板谷 充祐	0	0	47	C	88		45				133	60	97	157	290	34
◎	5115	山田 政弘	0	0	46	B	59		33				92	60	40	100	192	35
◎	5116	木村 徹	0	0	48	C	71		56				127	50	40	90	217	36
◎	5117	長嶋 厚二	0	0	48	B	76		82				158	30	40	70	228	37
◎	5118	徳田 陽子	0	0	48	B	49		32				91	60	40	100	191	38
◎	5119	北村 幾一	0	0	47	B	84		32				116	30	20	50	166	39
◎	5120	萩原 桂子	0	0	48	C	56		27				83	30	73	103	186	40

含	5	抽	3	否	3/	欠	1	計	40
---	---	---	---	---	----	---	---	---	----

昭和48年度入試判定会議

昭和48年2月24日

A.M. 10時 ~ 11時
図書館2階会議室

出席者 夏下、山脇、嶋根、大沢、勝田、宮下、沢田、
南地、福島、藤崎、加山、上野、市川、早川、内野、中井、工務、
竹田、咽原、松本、高田、川原、川上、大西、あらい、古田、神谷、
田中、平山、田沢、井出。

山脇入試委員長より、別紙-44、入試判定資料を示され、続いて
各科長より、入試判定原案作成会議の経過の報告、説明され、別紙-45
原案合計60名の合格を全員承認した。

山脇入試委員長より、合格圏内にある、寄付生の中退者の扱い後、
ついて入試判定原案作成会議において、は不合格としたので、直ちに
不合格とは決しかたいと居られるので、補欠としたい旨、提案および、説明
あり、補欠総計189名を、全員承認した。

嶋根学生課長より入試について、昭和47年度との比較案全般について
状況の報告された。

田中建築科長より進級判定原案作成にあり一部学生について、進退より
をめぐり、再考したい旨発言あり、全員承認した。

昭和48年度入試判定資料

建築科以外 学科200点(国語100点 外国語100点) 実技200点 計400点
 建築科 学科400点(国語100点 外国語100点 数学100点 物理100点) 実技100点 計500点
 として、それぞれの採点結果を累計の上、出身高校の調査書その他の条件を勘案し、学科および実技の
 数値代表が学長を議長として慎重に検討し、結果、下記原案および資料を作成した。

科	志願者	欠席者	受験者	合格者	男	女	最高点	合格最低点	不合格者	補欠	総合格者	受験者/合格者	志願者/合格者
J	199	3	196	30	15	15	316	165	166	71	6.63	6.53	13.27
O	1049	36	1,013	130	87	43	348	223	883	344	8.07	7.79	10.49
S	179	9	170	30	22	8	304	225	140	171	5.97	5.67	11.93
G.D	1446	39	1,407	150	104	46	334	229	1,257	513	9.64	9.38	9.64
P.D	416	13	403	30	21	9	334	254	373	17	13.87	13.43	13.87
I.D	550	22	528	30	23	7	322	254	498	18	18.33	17.60	18.33
T.D	256	9	347	40	8	32	339	238	307	20	8.90	8.68	8.90
A	408	22	386	60	58	2	355	231	326	141	6.80	6.43	6.80
計	4603	153	4,450	500	338	162			3,950	1781	9.21	8.90	10.46

上記の中補欠は発表せず合格者中に入学手続をしない者のいる場合にはのみ繰上げ合格とするものとしました。

なお、各科上述合格者は次の通りである。

科	1 位			2 位			3 位		
	得点	受験番号	氏名	得点	受験番号	氏名	得点	受験番号	氏名
J	316	124	安井 礼子	311	114	有坂 隆二	289	129	小平 南
O	348	1967	篠田 秀弘	342	1651	東恩納 裕一	319	1059	中野 千子
S	304	3149	岡本 愛子	303	3050	兼田 昌尚	286	3030	藤田 和子
G.D	334	4559	五十嵐 恭子	328	4277	清矢 秀雄	286	3133	大久保 津二
P.D	334	6003	長房 紳一	331	6071	長島 八千代	325	4620	古江 弘之
I.D	322	7336	草野 牧音	315	7176	高見 元也	320	6252	藤田 政利
T.D	339	8150	渡辺 田理子	332	8125	大島 智津子	297	7044	山口 恵美子
A	355	9170	条田 義明	345	9286	小山 一彦	324	8120	水谷 公子
							331	9140	松垣 良英

昭和四十八年度入試不正について調査を命じられ
 投書もみせられた時私はすぐ古田君のことだ
 と思ひました。古田元次郎君は本学助教古田重
 郎先生の御子息であり入試本部の一員であつた
 私は同君が受験し不合格になつたことを知りました
 ところが古田君が入学しているのが非常に驚きま
 したが、大変よくしてゐるので話さないのでおりました
 が、授業も落着いた五月以後に学生課長の嶋根
 先生と入試について話した所にこのことに触れたこ
 とがありました。

嶋根先生は「困つたことだ。功也じもめんなことをして
 もらつては困る。不正入学が知れれば大変だし、オ一

本人一生の復目になる。古田先生も親といへばど
 すぎる。山脇さんにも困つたものだ」といふことを
 いわれ、私も同意であり、とにかくおには到着いませ
 んね」といふことも覚えず即ります。

功也じとは直下先生についての嶋根先生の口ぐせで
 その後も入試について話した折などに少くとも直下
 山脇、嶋根先生、お井さんとしておは知つてゐるのだとい
 うことがわかりました。

また時期ははつきりしませんが、岡田常務理事と
 話した折に入試に御れ、お大の入試に於いては多しの
 便方は常識だ。このことは岡田君が了解すみの
 ことなのだといわれたのにびっくりしたことがありました。また
 教職員の弟には甘くしているお大は多く、本学でも

先生方にある程度のいわば取柄を与えてもよいのではなかろうかといつたことも話されました。
 学長、教務部長の年々平素重の採点や常々一年近くあつたは二年にわたって遅れることなどもあつて、私の両氏に対する信頼感も下つてしまつております。

昭和五十年二月十四日

江尻 勤 (印)

No.

昭和四十八年度入学手続の事務が終りに近い四月二日前後に山脚教務部長に部長室に呼ばれ現在グラフィックデザイン二年在学中の古田元次郎君に対し合格通知を送るよういわれそれはおかしいといひましたが大丈夫だからといわれ二三やりとりしましたがとにかく送らせろと強く指示がありました。

私はやむおえずその日のうちに合格通知書、入学手続書類等を速達で送信いたしました。又その速達配達古田元次郎から電話でまだ着かないかどうしたのかと問合せがあり速達で送つたと答えました。
 このことは合格者補欠繰上合格者に対する合格通知はすでに終り入学手続も終つた頃のことになりよく覚えております。

なお同君の入学手続完了は四月六日だったと思ひます。
 これは同君が最終の入学手続者であつたので記憶はまちがえないと思ひます。
 昭和五十年二月十四日

木林 信 (印)

No.



NO.

昭和五十年二月十四日

古田の美術大学不合格の件が話題となる一方、本学園にあっては、美術
 大学助教履の子息であるという身元保証の確かさを考慮して合格とした経
 過を熟知しております。又、その後授業開始当時、学生間には「古田君は
 美大に合格したのだと学園へは来ない」との言が広まっております。
 以上、私の調査ならびに聞き知った事に関し、供述申し上げます。

多摩芸術学園

事務部長 佐々木三代 啓



NO.

供出書

古田元次郎は、昭和四十八年三月七日に多摩芸術学園事務
 室に入學志願書と提出し、受験手続を完了し、三月十二日に入學試験を
 受験し、三月十四日本人の合格を發表しました。その後三月二十二日暫
 書と入學金、授業料納入等の諸手続が完了したため、入學手続完了通
 知ならびに入學式・授業開始に関する通知を発送しました。

四月十一日千九時、入學式。同十二月・十三日、ガイダンス。四月十六日
 授業を開始しました。全マヤ席してあります。その後四月十八日に至り
 「多摩美術大学に入學出来ませんでした」と云う理由で退學届が提出されま
 したため、四月十九日付でもって受理し、退學の処理を致しました。

以上が古田元次郎、多摩芸術学園に志願書を提出し退學する
 までの経緯であります。

尚、私は入學試験の面接委員であるため、合格判定会議の席上、

○退学届

古田元次郎

デザインコースの番

今日入学手続きを済ませたので、退学届が、既に済んだから
多摩美術大学に入学出来ないので、知友の
入学手続きを無返還する様御願ひは、ご無用です

四月十一日

敬具

多摩美術大学

学長

松葉良助

昭和 年 月 日

多摩美術大学

私は二月十四日村田理事長を訪れ、昭和十八年
度入試にありて古田元治郎の入学について不正入学
の嫌疑があるが、これに關係しながら不届かきなすぬ所
次のような口述があつた。

古田君が入学したことは知っているが、これは事後にあ
りてであり、全く大妻なことをしてくれろと思つてい
今までに敵君の子弟の入学については何らかの便
宜をはかりたいと考へ、敵君に話したことはあるが
具體的はどうしろといふものではない。ましてや不
合格になつた者を入学とすることは断じて許さ
れることではない。

ちと之は補充順位決定においては多摩の考へ

No

は考えられるが、これは入子甚甚準に達していると思っ
からな。

数年前に油画展に夏の子弟で不合格になつた者があり、
何とかならぬかと担当役員より相談をうけたことがあ
つたが、不合格も合格とはできないと断つたこともある。
左由君の場合には不合格であり、しかも合格も何れも
より約一〇〇点も低いことであらば、如何にしても合
格とすることは認められない。

昭和五十年二月十四日

村田博彦

右記録は私の口述に由違ひありません。

村田博彦

昭和 年 月 日

多摩 摩 美術 大学

私は査問委員会を認めません。したがって出席の必要
も認めません。

二月十五日

山根 國利

委員 高田 忠 殿

多摩美術大学学長候補選挙について

異議の申立

学生をあづかる教育の場である大学の学長候補選挙では、とくにその諸規則、諸規程の運用について慎重、公正、厳正に実施さるべきでありますのに、このたびの多摩美術大学の学長選挙規程の適用にあたっては、全く慎重、厳正さを欠き、また適正に実施されておらず、左記のような幾多の不備がみとめられます。

疏乙第四

- (一) 多摩美術大学寄附行為にもとづくこともなく、大学不在のまま、選挙が実施された。
- (二) 規程を運用する代表としての適格者を欠いている。
- (三) 代表者を欠いたまま、学長選挙規程を無視また「証」大解釈して、極めて不備、不用意な学長候補の選挙が行われた。
- (四) 選挙人に候補者を選挙する一定期間が与えられていない。
- (五) 候補者なしの選挙が行われた。
- (六) 選挙は、学長選挙規程に明記されている事務局長空席のまま、勝手に行われた。
- (七) 選挙会組織の宣言もなく、従って事務局長選挙管理、議長もなしに選挙の開始も終結もなく実施された。
- (八) 選挙人以外の者が選挙場にあつて、無資格のまま、選挙事務を取扱った。

従つて、このたびの学長候補選挙は無効である。
右選挙が無効であるので、一定の期間を定めて、
再選挙を行うべきである。

以上

昭和四十九年四月三十日

多摩美術大学評議員有志

多摩美術大学

理事長 村田晴彦 殿

永女囑書

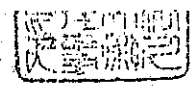
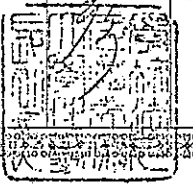
教授 高田 忠

事務局長と委嘱します

昭和五十年二月二十六日

学校法人多摩美術大学

理事長 村田晴彦



疏乙第 五 證

理事会招集請求書

本法人の寄附行為第十三条第三項により理事会を招集するよう請求いたします。

議題

- 一 査内委員会への設置について
- 二 理事長の身分について
- 三 理事会の承認を得ない重要事項に關する経費について

〔付記〕本書到着後七日以内に理事会を開催せよとの場合は、私立学校法第三十六条「学校法人の学務は、寄附行為に別段の定めがないときは理事長の過半数をもって決する。」により、処置をせよ。その理由は、本法人の寄附行為には、他法人の寄附行為にその例が見られるような理事長が招集義務を放棄した場合についての別段の定めがないからである。

昭和五十年二月十五日

学校法人 多摩美術大学

理事 斎藤彰雨

大西富治郎

高橋満寿男

山根國利

岡田寿一

学校法人 多摩美術大学

理事長 村田晴彦 敬

〔経過説明〕

査問委員会への設置を周催についで

査問委員会と設置する場合、その構成および運営について、案を整理し、教授会および理事会に諮った上、その決議を経てから設置するものがある。理事長は理事会の決定事項につき代表権を行使するにすぎないものがある。単独にかかることを決定する権限はもたないものがある。以上の理由により、この委員会を設置するを周催は有効と認める。

No

確認書

学校法人 多摩美術大学の理事長である村田晴彦氏は昭和四十八年三月末をもって、本法人の設立する多摩美術大学の事務局長を退職したものであるが、この時点において本法人の寄附行為により、理事長の資格を失い、したがって法的に理事長としての適格性を失った。

これに對して村田氏は、自分は学識経験理事であるから資格を失わないと、あるいは理事長には任期がないと称して、自らを現理事長たりは、村田氏の寄附行為に規定するようには学識経験理事に推荐した事実もなく、また寄附行為に理事長長委任期という規定も存在しない。したがって因氏は現在登記上は依然として理事にとどまっておりますが、元は同氏が手続を行わなかったため、学校法人の定款に基づき、寄附行為の重要な規定を無視して、資格を失いながらも理事長の地位にあるとは明白である。

その後、村田氏もこのことを悔い改めて得ないと悟つて、再三、辞意を表明したため、われわれ理事

昭和五十年一月八日 多摩美術大学

は、田崎退蔵の遺言を削ぐため、今更なる機会を待つにやまらぬが、現在因氏が自発的に辞任し、元配は全く見られない。

これ以上事態を看過することは、われわれの理事の責任を放棄することになり、これを得ない。ここにあらためて村田晴彦氏が理事長に就任したことに資格を失つてしまふことを確認するため、われわれは署名捺印するものがある。

昭和五十年一月八日

学校法人 多摩美術大学

理事 斎藤彰 藤原

大谷憲治 池田

高橋 秀壽男

山崎 國利

岡田 春平